

★各グループで自選した本を製作し、国立国会図書館へアップする方法

◆SARTRAS に登録

視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人と認められる事が必要

(法人とは、いわゆる法人格を持つものではなく、複数人で構成されるグループであれば可)

<認められるために必要な4つの要件>

① 複製又は公衆送信を適切に行うことができる技術的能力及び経理基礎がある事。

「技術的能力」とは、適切に、書籍の音訳・電子データ化等を行うことができる人材・機器等を有すること。

「経理基礎」とは、安定的・継続的に活動できる財産・収入等を有する事。毎年会計業務をきちんと行っていればOK。

② 複製又は公衆送信を適正に行うために必要な著作権法に関する知識を有する職員がいる事。

文化庁主催の著作権セミナーや各種講習会、障害者団体が行う研修会等を通じて著作権法(第37項第3項を含む)に関する基礎的な知識を習得している者がいること。

③ 情報を提供する視覚障害者等の名簿を作成している事。

④ 所定の事項の指定ウェブサイト (SARTRAS) への掲載。

登録様式をダウンロード：文化庁 HP→政策について→著作権→著作権制度に関する情報→視覚障害者等のための複製・公衆送信が認められる者について

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/1412247.html>

「登録申込書(様式)」に必要事項を記入。

指定ウェブサイト「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS」登録窓口へメール、FAX 又は郵送にて提出。

協会において形式面の確認を行った後、『専用ページ』に掲載される。

☆SARTRAS に登録されたら、国立国会図書館への提供が可能になります